

提出書類の準備について

(管更生用)

提出書類の準備については、特に次のことに注意してください。

1. 参加資格要件を満たしていることの確認を行うため、漏れや誤りがないよう作成してください
2. 提出書類は、すべてA4サイズとしてください
3. 書類等の写しは、内容が確認できる鮮明なものを提出してください
4. 資格者証や健康保険証、コリンズの写し等は、カラーコピーの必要はありません
5. 提出書類は下記のとじ順に整理して、左上をクリップ留めしてください
6. 提出期間終了後の修正や差替えは認められません。

とじ順	提出書類
1	[必須] 誓約書（暴力団関係事業者の排除に係る条項等に関するもの）
2	[必須] 競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】
3	[必須] 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第2号】 複数の技術者により申請を行う場合は、技術者毎に作成すること
添付①	[必須] 主任（監理）技術者として配置可能な資格を有することを証明する書類の写し 例：①法令に基づく国家資格等を保有する場合は、技術検定合格証明書等の写し ②実務経験年数による場合は、必要年数が確認できる実務経験証明書 ※写し不可
添付②	（監理技術者を配置する場合）監理技術者資格者証の写し 裏面で講習修了履歴が確認できること
添付③	[必須] 下水道管路更生管理技士資格者証の写し 有効期限内であり、対象となる更生工法の技術研修を修了していることを確認できること
添付④	[必須] 3箇月以上の直接的な継続雇用関係があることを確認できる書類の写し 例：①監理技術者証の写し ※会社名が確認できること ②有効な健康保険被保険者証の写し ※会社名が確認できること ③市区町村が作成する直近の住民税特別徴収税額通知書の写し ④健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ※給与や報酬月額、所得等の資格確認に不要な箇所はマスキング処理を施してください
添付⑤	（施工実績がある場合）施工実績があることを確認できる書類の写し コリンズの写しを添付する場合は、竣工登録であること
4	[必須] 建設業法に基づく許可通知書（土木工事業）の写し 更新手続き中の場合は、更新手続き中であることが確認できる書類でも可
5	[必須] 経営規模等評価結果通知書（総合評定値）の写し 最新のものであること ※有効期間は審査基準日から1年7ヶ月
6	[必須] 税（国・県・市）を滞納していないことが確認できる証明書の写し 国税、県税、市町村税について、申請日から遡って3箇月以内に発行されたものであること 国税の証明書は、様式その3の3であること
7	[必須] 返信用封筒（定形郵便サイズ） 送付先の記載があり、110円切手が貼付されていること ※申請期間が同時期である複数の公募入札案件へ申し込みを行う場合は、1通のみで可